

# 養 殖 瓦 版

平成21年3月23日発行  
(第9号)

発行：千葉県水産総合研究センター 生産技術研究室  
千葉県農林水産技術会議  
〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492  
phone：0470-43-1111 fax：0470-43-1114  
E-mail：chib-pfrc@mz.pref.chiba.lg.jp

## 「水産用医薬品の使用について」第22報について

この度、農林水産省から「水産用医薬品の使用について」第22報が発行されました。このパンフレットについては、第21報から5点の変更点がありますので、変更内容を簡単にご説明します。

1. “塩酸オキシテトラサイクリン”を有効成分とする飼料添加剤の効能・効果に、「にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただしあゆを除く。）」の連鎖球菌症が追加されました（15製剤のみ）。
2. “スルフィソゾールナトリウム”を有効成分とする飼料添加剤の効能・効果に、「にじます」の冷水病が追加されました。
3. “プロノポール”を有効成分とする魚卵消毒剤に間歇（かんけつ）薬浴による用法・用量が追加されました。⇒この医薬品は、「にしん目魚類卵」のミズカビ抑制目的の消毒剤（商品名：パイセス）です。これまで、連日薬浴のみの使用でしたが、“間歇（かんけつ）薬浴”という倍の容量で2日もしくは3日に1回の間隔での使用が認められました。
4. “イリドウイルス感染症不活化ワクチン”の対象魚種に、「やいとはた」が追加されました。⇒このワクチンは、商品名「ビケン 注（財）阪大微生物病研究会製」で、体重約5g～約50gの「やいとはた」の注射ワクチンとしての使用が認められました。
5. 水産用医薬品の使用記録に関連して、帳簿の例を掲載しました。⇒「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」により、使用基準のある医薬品を使用した者は、使用記録を付けるよう定められています。なお、使用基準のない医薬品についても記録し、記録を保管するようにしてください。

○医薬品は、添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量、使用上の注意及び休薬期間に従って、適正に使用するようお願いいたします。なお、ワクチンの使用に当たっては、指導機関の指導が必要となりますので、事前に当研究室までご連絡してください。

○養殖場で問題となっている魚病の原因を正確に知り、それに合った医薬品を選択し、適切に使用することが、安全な養殖魚を消費者に提供することにつながります。原因不明な疾病が発生した場合はもとより、これまで症状や死亡状況から自己診断していた疾病でも、一度当研究室に持ち込まれてはいかがでしょうか